消費税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三十七号

消費税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の施行に伴い、並びに消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第三十条第六項、第五十七条の二第二項及び第十項第一号、第五十七条の四第三項ただし書並びに別表第一第二号及び第四号ハ並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第四十四条第六項、第五十一条の二第七項及び第五十三条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

（消費税法施行令の一部改正）

第一条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「限る」の下に「ものとし、電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項（定義）に規定する電子決済手段をいう。第四号及び第四項並びに第十一条において同じ。）に該当するものを除く」を加え、同項第四号中「金銭債権」の下に「（電子決済手段に該当するものを除く。）」を加え、同条第四項中「ものは」を「ものは、電子決済手段」に、「（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項（定義）」を「第二条第十四項」に改める。

第十一条中「符号」の下に「（電子決済手段に該当するものを除く。）」を加える。

第十四条第十号中「厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同条第十四号中「、少年鑑別所法」を「若しくは少年鑑別所法」に改め、「若しくは婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第一条（婦人補導院）に規定する婦人補導院の在院者」を削り、同条第十五号中「（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二十六条第二項（仮退院中の保護観察）において準用する場合を含む。）」を削り、「又は更生保護法」を「又は同法」に改める。

第十四条の三第一号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第八号中「ものとして」の下に「内閣総理大臣及び」を加える。

第十四条の四中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」に改める。

第十八条第二項第二号中「第八条第六項」を「第八条第七項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第十八条の二第一項中「第八条第六項」を「第八条第七項」に改め、同項ただし書中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二項中「第八条第六項の」を「第八条第七項の」に改め、同項第一号イ中「第八条第六項各号」を「第八条第七項各号」に改め、同条第三項中「第八条第六項」を「第八条第七項」に改め、同条第七項第三号及び第十一項中「第八条第七項」を「第八条第八項」に改め、同条第十三項中「第八条第六項」を「第八条第七項」に改め、同条第十五項中「第八条第六項」を「第八条第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第十六項中「第八条第六項」を「第八条第七項」に改め、同条第十七項中「第八条第六項」を「第八条第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第十八条の四第四項第三号中「第八条第七項」を「第八条第八項」に改める。

第十八条の五第一項中「第八条第九項」を「第八条第十項」に改め、同条第二項中「第八条第九項」を「第八条第十項」に改め、同項第一号中「第八条第八項」を「第八条第九項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同号ロ中「第八条第七項」を「第八条第八項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同号ハ中「第八条第六項」を「第八条第七項」に改め、同条第三項中「第八条第九項」を「第八条第十項」に改め、同条第五項中「第八条第八項」を「第八条第九項」に改め、同条第六項中「第八条第九項」を「第八条第十項」に改める。

第四十八条第二項第一号中「暗号資産」を「電子決済手段、暗号資産」に改める。

第七十条の二中「の前日から起算して一月」を「から起算して十五日」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第五十七条の二第二項後段の規定により同項に規定する政令で定める日までに同項の申請書を提出した事業者について、同項に規定する課税期間の初日後に同条第三項の規定による登録（同条第一項の登録をいう。以下第七十条の十二までにおいて同じ。）がされたときは、同日に登録を受けたものとみなす。

第七十条の三中「（法第五十七条の二第一項の登録をいう。次条、第七十条の六第二項及び第七十条の十二第一項において同じ。）」を削る。

第七十条の五の見出し中「登載事項及び公表」を「登載事項等」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第五十七条の二第十項第一号に規定する政令で定める日は、同号の届出書の提出があつた日の属する課税期間の翌課税期間の初日から起算して十五日前の日とする。

第七十条の九第三項中「課税資産の譲渡等」を「場合」に、「前項各号に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項各号に掲げる課税資産の譲渡等を行う場合

二　法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等に係る同項に規定する税込価額が一万円未満である場合

（消費税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条に次の二項を加える。

2　五年施行日後に五年消費税法第五十七条の二第一項の登録を受けようとする事業者（二十八年改正法附則第四十四条第四項の規定の適用を受けることとなる事業者に限る。）が、五年消費税法第五十七条の二第二項の申請書を提出する場合には、当該申請書に同条第一項の登録を希望する年月日（当該申請書を提出する日から十五日を経過する日以後の日に限る。次項において「登録希望日」という。）を記載するものとする。

3　前項の規定により登録希望日から五年消費税法第五十七条の二第一項の登録を受けようとする事業者について、当該登録希望日後に同条第三項の規定による同条第一項の登録がされたときは、当該登録希望日に同項の登録を受けたものとみなす。

附則第二十一条の次に次の一条を加える。

（適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置）

第二十一条の二　二十八年改正法附則第五十一条の二第一項に規定する適格請求書発行事業者の同項の規定の適用を受ける課税期間における新令第二十五条の五第一項第二号及び第七十五条第八項の規定の適用については、同号中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十一条の二第一項」と、同項中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十一条の二第一項」とする。